

# 都区財政調整主要 5 課題の解決に関する意見書

千代田区議会では、平成 12 年の都区制度改革の際に都と特別区の間で確認した、都区財政調整に関する主要 5 課題の早期解決に向けて、特別区議議会及び特別区長会と連携して取り組んできました。

こうした中で、去る 7 月 26 日に都区財政調整協議会が開催され、2 年余りに及ぶ「都区検討会」の検討結果の報告がなされたところであります。

しかし、報告内容を見ると、5 課題の趣旨に即した解決をことごとく否定するかのような都側の姿勢から、全ての課題について前向きな合意点が見出せず、大きな乖離のある都区双方の見解を併記するにとどまる結果となりました。

特に、最大の課題である「大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」について示された都側の見解には、現行法制度を逸脱する考え方が含まれ、そのために生じた都区の見解の相違を理由に、この課題の解決を放棄するかのような主張もなされており、到底容認することはできません。

主要 5 課題に関する協議は、平成 12 年の都区制度改革により法制度上確立した都区の役割分担原則に則った都区関係を実現し、住民に対する行政責任の明確化をめざすものであります。都区制度改革については、特別区の課税自主権の確立や事務権限の拡充など、抜本的な改革が必要であると認識しておりますが、この現行制度の積み残し課題の解決が図られなければ、平成 12 年の都区制度改革の意義そのものが失われかねません。

よって千代田区議会は、東京都に対し、下記の事項について、早急に解決を図るよう強く求めます。

## 記

- 1 政令指定都市が行う事務等法令上明確な府県事務の取り下げをはじめ、法に定める原則に則り、都が行う大都市事務の整理
- 2 清掃関連経費の財源として都に残した 745 億円の特別区への移転
- 3 間近に迫る小中学校改築需要急増に現実的に対応できる財源の確保
- 4 都区の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金の配分
- 5 三位一体改革の影響等も含めた都区財政調整配分割合の拡充
- 6 法の原則に沿った都区制度の運用の構築

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 17 年 10 月 18 日

千代田区議会議長  
戸張孝次郎

東京都知事  
石原慎太郎